

栃木県内の精神科病院に 入院されている方へ

退院請求

処遇改善請求

精神保健当番弁護士 法律相談のご案内

精神保健福祉法に基づく退院及び処遇改善等の請求に関するご相談への申込みを弁護士会で受け付けています。受付後、担当弁護士からご連絡をさせていただきます。お電話での相談費用は無料です。出張相談など、その後のご依頼に関する費用については相談担当弁護士にご確認ください（日弁連の助成制度等により無料になる場合があります）。

ご相談のお申込は、栃木県内の精神科病院に入院されているご本人またはそのご家族等（配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人）からお受けしています。

栃木県弁護士会

〒320-0845 栃木県宇都宮市明保野町 1 - 6
受付時間：平日10:30-12:00、13:00-16:30

お申込の際は最初に
「精神保健の相談」と
お伝えください

ご相談申込はこちら

☎028-689-9001

www.tochiben.com